総務消防委員会資料

令和８年１０月

総 合 企 画 局

大型汎用コンピュータオープン化事業に係る訴訟について

○　本市が、株式会社システムズ（以下「相手方事業者」という。）を相手として、平成３０年２月に契約代金の返還等を求めて提訴し、相手方事業者の訴えと併せて審理されてきた標記の訴訟は、本市と相手方事業者の双方が第１審判決（令和６年２月２９日）を不服として控訴していましたが、令和８年９月３０日に東京高等裁判所において判決の言渡しがありました。

○　この度、控訴審判決の内容等について取りまとめましたので、御報告します。

※　以下、控訴審判決については「判決」、大型汎用コンピュータオープン化事業については「オープン化事業」といいます。

1　判決の概要（裁判所の判断）

（詳細は、「(参考１：控訴審判決における裁判所の判断の概要)」（９・10 ページ）参照）

⑴　システム開発遅延の帰責性

システム開発の遅延は、相手方事業者がシステム開発の専門業者として適切な進捗管理を怠ったことが主たる要因であり、その責任はより大きい。

責任割合＝相手方事業者　６割：京都市　４割（第一審判決は、５割：５割）

⑵　損害賠償請求等の認容額

・　相手方事業者は、京都市に対して約４．５億円及び遅延損害金を支払うものとする。
・　京都市は、相手方事業者に対して約０．８億円及び遅延損害金を支払うものとする。

（差引で）

⇒　相手方事業者は、京都市に対して約３．７億円及び遅延損害金を支払うものとする。

（第一審判決は、同約３．８億円及び遅延損害金。）

※　第一審判決と比べ、責任割合は相手方事業者の方が大きくなった一方で、本市が請求する損害賠償金については、損害の範囲が限定されたことなどにより減額となりました。

2　判決に対する本市の受け止めについて

⑴　判決の評価

ア　帰責性について

判決では、相手方事業者にはシステム開発の専門業者として適切な進捗管理を行うといういわゆるプロジェクトマネジメント義務があったがこれを怠った、と明記され、開発遅延の責任は相手方事業者の方が本市よりも大きいとされました。これは本市の主張が一定受け入れられたものと考えています。

一方で本市に対しては、事業スケジュールを極めてタイトに設定しているにもかかわらず、信義則上求められる相手方事業者への協力が消極的であったこと、相手方事業者の開発（マイグレーション方式※）の進め方について理解が不足していたことなどが指摘されました。

第一審判決に比べ、帰責性について具体的な内容は記載されましたが、責任割合については、開発期間や業務内容を相手方事業者が承知して入札している等の事実が十分反映されているものではないと考えています。また、消極的とされた本市対応についても具体的にどう改善すべきであったかは示されなかったなど、不満が残る内容です。

※　マイグレーション方式

現在稼働しているシステムを、新しいシステムに機械的に移行する方式。

イ　認容額について

判決では、本市の認容額について、相手方事業者との契約解除後に改めて開発を委託した他の事業者においても遅延が発生したことや、自治体情報システムの標準化（以下「標準化」という。）に対応するため事業を中断したことなどを理由として減額されましたが、相手方事業者による遅延の影響がより大きかったことが十分に考慮されていないと考えています。

（参考：本市が請求する損害賠償金に対する裁判所の判断）

請求内容	認容額を限定する理由
現行システム（大型汎用コンピュータ）の継続使用に伴う経費（改修費、保守運用費の削減効果）	現行システム（大型汎用コンピュータ）が現在に至るまで使用されることになったことから、本市にとって必要かつ有益な費用となったものとみるべき。
新システムの開発経費の増加	改めて開発を委託した他の事業者による遅延以降は、相手方事業者による遅延だけが原因とは言えない。

⑵　判決を踏まえた教訓

本市としては、相手方事業者からの要求に対して、全て誠実に対応しましたが、判決においては、ファイルレイアウト情報調査への協力が消極的であったと指摘されました。これは、相手方事業者からの協力依頼がなくても本市から積極的により柔軟な姿勢で対応を検討するべきであったという指摘と理解しています。

相手方事業者は競争入札で落札した事業者であるため、競争性、公平性の観点から慎重に検討すべき課題ではありますが、相手方事業者の開発の進捗状況等を十分把握し、取り得る対策を能動的に検討し、見極めることも必要であったかと、捉えています。

令和２年に総務消防委員会に報告したオープン化事業に係る総括においても、第一の反省点として、本市が発注者として行うべき進捗管理ができていなかった点を掲げておりますが、今回の判決においても、進捗管理の不十分さに起因する問題が指摘されており、改めて令和２年に行ったオープン化事業の総括における反省点を深く肝に銘じ、事業を進めていかなければならないものと再認識しています。

3　判決への対応について

⑴　上告について

このたびの控訴審判決は、本市の主張が一定受け入れられた一方で、帰責割合や認容額等で不服な点がありますが、法令や判例の解釈等に係る争点はなく、事実認定における争いであり、法に定められた上告等の理由には該当しないことから、上告は行わないことと致しました。相手方事業者も上告せず、判決は確定しています。

⑵　損害賠償金等の納入について

判決に基づき、相手方事業者から本市に対し、遅延損害金を含め約５．４億円（判決に示された全額）の支払があり、既に納入しています。

（参考：遅延損害金を含めた双方の金額）

	判決		
	認容額	遅延損害金	合計
本　市	約４．５億円	約２．１億円	約６．６億円
相手方事業者	約０．８億円	約０．４億円	約１．２億円
差　引	約３．７億円	約１．７億円	**約５．４億円**

4　オープン化事業の再構築の完遂に向けて

市会から度重なる付帯決議、警告を受けてきたにも関わらず、二度の遅延を起こし、多額の財政的損失※を生じさせたということについて、組織としての責任は極めて重大であり、その重みを痛切に感じています。この責任の重みを深く肝に銘じ、二度と同じ轍を踏まないよう、進捗管理の問題、組織的な対応の問題など、令和２年に行ったオープン化事業の総括の反省点を改めて猛省の上、今回の判決とともに教訓とし、現在進めている標準化を前提とした事業を着実に完遂することが本市の使命であると認識しており、市民の皆様の信頼を取り戻せるよう、その責任を組織として確実に果たしてまいります。

これまでに具体的に講じた対策としては、総合企画局デジタル化戦略推進室に全体調整を専任で行う体制を整備し、全庁的な庁内連携会議を中心に情報共有、進捗管理を行うとともに、定期的に市会に進捗を報告するなど、仕組みや体制を整え、組織的な管理の下、事業を進めているところです。現在、標準化対象２０分野のうち、５分野の標準化移行が完了し、残る１５分野についても、令和１１年度までの事業完遂を目指し、順次、標準化移行に向けた取組を進めています。

引き続き、国との緊密な連携の下、市民の皆様、そして市会の御理解をいただきながら着実に事業を推進し、より一層の市民の皆様の利便性向上、行政運営の効率化を実現してまいります。

※　オープン化事業中断に伴う損失について

　オープン化事業の中断に伴う損失額は、令和２年の総務消防委員会で御報告した９９．９億円から、相手方事業者からの納入額（５．４億円）を差し引くと９４．５億円となりますが、弁護士報酬について未確定のため、最終確定額ではありません。

（参考１：控訴審判決における裁判所の判断の概要）

１　システム開発遅延の帰責性

システムズ	システム開発の専門業者として適時の協議を行って工程の進捗を調整することが遅きに失しており、適切な進捗管理を怠った責任がより大きく、事業者としてのプロジェクトマネジメント義務の不完全な履行が遅延の主たる要因となった。
京都市	短期間での開発において、採用した相手方事業者の開発方式に関する理解が不足し、また、ファイルレイアウト情報の調査への協力が消極的であって、信義則上の協力義務の履行に不完全な点があり、そのことも遅延の要因となった。

２　認容額

⑴　双方の請求額及び認容額

	請求内容	請求額	第１審判決の認容額	控訴審判決の認容額
㋐ 本市	ａ　契約解除までに支払った契約代金（既払金）の返還（平成２７年度分、２８年度分）	５．１億円	１．６億円	１．９億円
	ｂ　開発遅延による損害賠償金	２８．２億円	３．０億円	２．６億円
	ｃ　弁護士費用（上記ａ、ｂの１０％）	３．３億円	０．３億円	０円
	計（①）	３６．６億円	４．９億円	４．５億円
㋑ システムズ	ａ　未払いの作業代金等（平成２９年度第１期分）	３．１億円	１．１億円	０．８億円
	ｂ　契約範囲外の作業報酬等	６．１億円	０円	０円
	計（②）	９．２億円	１．１億円	０．８億円
システムズから京都市への支払額（①－②）			３．８億円	３．７億円

※別途、遅延損害金の支払

(2) 認容額の算定根拠

	請求内容	裁判所の判断
(ア) 京都市	a 契約解除までに支払った契約代金(既払金)の返還(平成27年度分、28年度分)	契約解除の範囲は、遅延が明らかになった平成２８年度の第２期分以降に限る。帰責性に応じて４割を控除した額（１．９億円）を認める。
	b 開発遅延による損害賠償金	・ 現行システム（大型汎用コンピュータ）の継続使用に伴う経費（改修費及び保守運用費の削減効果）については、他の事業者による開発がその後も完了せず、オープン化事業を中断していることから、必要かつ有益な費用となっており、損害として認められない。 ・ 新システムの開発経費の増加については、京都市にも４割の帰責性があることや、他の事業者による開発がその後も完了しておらず、相手方事業者による遅延だけが原因とは言えないことから、損害としては２割（２．６億円）を認める。
	c 弁護士費用	契約上の紛争が生じた場合の交渉費用として、契約当事者が負担することが予定されているものであり、認められない。
(イ) システムズ	a 未払いの作業代金等(平成29年度第1期分)	・ 開発遅延には京都市にも帰責性があり、開発が中止されたことにより平成２９年度第１期分の報酬に相当する損害が生じたと言える。帰責性に応じて６割を控除した額（０．８億円）を認める。 ・ 京都市と同様に弁護士費用等については認められない。
	b 契約範囲外の作業報酬等	システムズが契約範囲外と主張する作業はいずれも契約に含まれており、その作業報酬の請求は認められない。

（参考２：経過等）

１　本件契約の主な内容

件　　名　大型汎用コンピュータのオープン化に係る業務システム（バッチ処理）設計・開発等業務委託

業務内容　福祉系システム及び住基・税系システムについて、運用保守も含めた設計、開発、テスト、プログラム及びデータの移行等の業務を行う。

契約日　　平成２８年１月１５日

契約期間　平成２８年１月１６日～平成３０年３月３１日
なお、この期間中において、福祉系システムは平成２８年１２月末本番切替え（平成２９年１月稼働)、住基・税系システムは平成２９年１０月末本番切替え（１１月稼働）の予定とした。

契約金額　１，１０３，７６０，０００円（税込）

選定方法　一般競争入札（低価格方式）

＜参考＞相手方事業者の会社概要

本社所在地	東京都品川区西五反田
設　　立	昭和４４年（１９６９年)
資 本 金	１億円
社 員 数	２５０名（令和６年７月１日現在)
事業内容 (契約当時)	コンサルティング、マイグレーション（レガシーシステム再構築)、ビジネスシステム構築、パッケージ導入＆カスタマイズ、ＩＴインフラ構築・保守・運用管理 等

２　これまでの経過

平成２８年　１月	一般競争入札（低価格方式）の結果、相手方事業者と本件契約を締結
１０月	相手方事業者から、福祉系システムの開発が稼動予定日（平成２９年１月４日）に間に合わない旨の申出
平成２９年　２月	学識経験者等の第三者の専門家で構成する検討委員会を設置し、遅延原因の究明と今後の最良の方策を諮問
６月	検討委員会が市長に調査報告書を提出
７月	相手方事業者に対し、①現在の契約金額の範囲内で完成させること（追加費用は支払わない）②遅延による本市の損害を賠償すること（金額については協議）③相手方事業者の負担において、本市の承認し得るプロジェクト管理業者の選任と開発体制を構築することを前提とする開発継続の協議に応じられるかの意向確認及び開発作業停止の申入れに係る通知書を送付
８月	・相手方事業者から、上記通知書の協議に関する条件をそのまま受け入れることは困難とする回答書を受領 ・相手方事業者と対面協議
９月	・相手方事業者と再度の対面協議 ・相手方事業者に対し、念のため、期日を定めて、納期を経過していた福祉系システムについての債務の履行を促すとともに、期日までに履行されなければ契約の解除を行うこととした催告兼解除の通知書を送付
１０月	相手方事業者との本件契約を解除
１１月	相手方事業者が本市に対し、作業代金等の支払を求める訴えを提起
１２月	・支払った契約代金の返還と遅延により本市が被った損害に係る賠償を求める訴えの提起に係る議案を市会で議決

	・東京地方裁判所において第１回口頭弁論期日
平成３０年　２月	本市が相手方事業者に対する反訴を東京地方裁判所に提起（相手方事業者の訴えと併せて審理）
１１月	本訴訟について、調停に付されることが決定
平成３１年　３月	調停手続の開始
令和 元 年　８月	相手方事業者が本市に対し、契約範囲外の作業を行ったとしてその作業報酬等の支払を求める別訴を東京地方裁判所に提起
９月	本市が反訴の請求額を拡張
令和 ３ 年　２月	調停手続の終了（調停不成立）
６月	訴訟手続の再開
令和 ５ 年　１月	裁判所から和解協議の提案
３月	訴訟手続を継続（和解協議に進まず）
１０月	東京地方裁判所において弁論が終結（結審）
令和 ６ 年　２月	・判決言渡し（２月２９日） ・相手方事業者が控訴を提起
３月	・控訴の提起に係る議案を市会で議決 ・本市が控訴を提起
令和 ７ 年　１月	東京高等裁判所において控訴審の第１回口頭弁論期日
１２月	裁判所から和解協議の提案
令和 ８ 年　３月	訴訟手続を継続（和解協議に進まず）
６月	東京高等裁判所において控訴審の弁論が終結（結審）
９月	控訴審判決言渡し（９月３０日）